

beat air サービス利用規約

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社

表題の利用規約は、beat air サービス共通規約の部分と、beat air サービス共通規約に付帯する基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表の部分で構成されています。表題の利用規約は、当社の公式ホームページの最新の内容が優先されます。

■beat air サービス共通規約

当社の公式ホームページにbeat air サービス共通規約を単独で掲載している場合は、当社の公式ホームページの最新の内容が優先されます。

第1条（利用規約の適用）

1. 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社(以下、当社といいます)は、beat サービスの管理、運営者として、beat サービス共通規約およびbeat サービス共通規約に付帯する基本サービス毎の基本サービス契約条項およびオプションサービス条項一覧表(以下、本利用規約と総称します)を定めます。
2. 当社、当社の販売会社、当社および当社の販売会社が定めた販売店(県別特約店および地域販売店を含みます)を総称して以下、サービス提供者といいます。サービス提供者は、本利用規約を遵守することを条件として、beat サービスをご契約されたお客様(以下、お客様といいます)に第4条に定めるbeat サービスを提供します。
3. 第3条で定義するサービス契約と本利用規約の内容が矛盾・抵触する場合は、本利用規約が優先して適用されます。
4. サービス提供者は、日本国内に所在または居住するお客様に対して本サービスを提供するものとし、日本国外に所在または居住するお客様に対して本サービスの提供責任を負いません。

第2条（利用規約の変更）

1. 富士フイルムビジネスイノベーション株式会社は、本利用規約を変更することがあります。この場合の利用条件は、変更後の利用規約によります。
2. 本利用規約の変更は、サービス提供者からお客様にWeb サイトまたは電子メール、その他の方法により通知するものとします。ただし、この通知がお客様に到達しない場合であっても、変更後の利用規約を適用するものとします。

第3条（定義）

本利用規約において、次の用語を以下のとおり定義するものとします。

- (1) サービス契約とは、お客様とサービス提供者間で成立するbeat サービスに関する契約を意味します。
- (2) 本サービスとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供する、第4条に定めるサービスを意味します。
- (3) 基本サービスとは、サービス契約にて契約した基本サービスを意味します。
- (4) オプションサービスとは、基本サービスに付加するサービスを意味します。
- (5) beat air サービス装置とは、富士フイルムビジネスイノベーション株式会社がお客様に貸与する本サービスのオプションサービスの提供に必要な機械装置を意味します。
- (6) beat-noc とは、本サービスの提供を管理するサービス提供者指定のセンターを意味します。
- (7) ソフトウェアとは、本利用規約にもとづきサービス提供者がお客様に提供するサービス提供者所定のコンピューター・プログラムを意味します。
- (8) PC とは、お客様が使用するパーソナル・コンピューターを意味します。
- (9) ISP とは、インターネットへの接続サービスを提供する団体または事業者を意味します。
- (10) 設置場所とは、本サービスの対象となる機器等の日本国内における使用場所を意味します。
- (11) 利用者とは、次に該当する本サービスの利用者またはアカウントを意味します。
 - ① 本サービスのネットワーク配下において、本サービスの提供する機能に影響を受ける端末を利用する者(お客様の正社員、契約社員等、お客様の業務上の指揮命令を受ける労働者以外の第三者を含む)
 - ② 手動または自動的でbeat air サービス装置に登録されたアカウント

第4条（本サービスの内容）

1. サービス契約にて契約した基本サービスに該当する基本サービス契約条項が適用されます。オプションサービス条項一覧表は、その適用された基本サービス契約条項に付帯するものが適用されます。
2. お客様は、サービス契約にて基本サービスを契約した場合、当該契約にともなう初期登録サービスをあわせて契約するものとします。
 - (1) サービス提供者は次の初期登録作業を行います。
 - ① beat-noc へのお客様の拠点やネットワーク環境情報および、お客様の管理者情報の登録
 - ② 技術者派遣の準備

- ③ beat コンタクトセンターからの初回問診架電
- (2) 第1号の初期登録作業には、次の作業は含まないものとします。
- ① beat air サービス装置の手配および、設置
 - ② 技術者の派遣
 - ③ PC の設置および環境設定
 - ④ LAN の構築および配線
 - ⑤ 回線終端装置やモデムの設置および設定
3. お客様が契約した本サービスの内容を変更する場合、お客様は本サービスの内容を変更する旨の注文(以下、変更注文といいます)を、サービス提供者所定の書面で申し込むことができます。

第5条 (提供条件)

サービス提供者が本サービスおよびそのオプションサービスを提供する条件は次のとおりとします。

- (1) 本サービスで利用する通信回線およびISPの提供品質等については、サービス提供者は責任を負いません。
- (2) 前号の通信回線およびISPはお客様の費用と責任で各事業者と契約し、お客様は当該契約にもとづき費用を負担するものとします。
- (3) お客様は、本サービスを円滑に提供する目的でサービス提供者がリモートでbeat air サービス装置およびお客様ネットワーク環境にアクセスすること、ネットワークのトラフィック状況またはセキュリティー状況を分析することをサービス提供者に許可するものとします。その場合、お客様はサービス提供者がアクセスするbeat air サービス装置およびお客様ネットワーク環境において、メールアドレス・パスワード・データ等を厳重に管理するものとします。
- (4) サービス提供者の指定するサービス拠点から100km以上離れている場所にサービス提供者の技術者を派遣して本サービスを提供する場合、お客様はサービス提供者の請求にもとづきサービス提供者所定の遠距離保守サービス料金等をサービス提供者に支払うものとします。
- (5) サービス提供者の技術者が障害原因を調査した結果、beat air サービス装置およびbeat air サービス装置に格納するソフトウェア以外の機械装置、器具類またはコンピューター・プログラムに原因があることが判明した場合、お客様はサービス提供者所定の基準により計算される原因調査料金をサービス提供者に支払うものとします。
- (6) お客様は、サービス提供者所定の適切な設置環境を確保し、サービス提供者が技術者を派遣する場合、当該技術者が安全に必要な作業を提供できる状態を維持するものとします。
- (7) お客様は、beat air サービス装置に接続する機械装置、コンピューター・プログラムおよびデータを取り外し、かつ設置使用環境、接続使用する製品側の原因その他影響を与えると合理的に判断される要因を、サービス提供者が要請した場合、お客様の費用と責任において調査するものとします。
- (8) 次のいずれかの事由に該当する場合、サービス提供者は本サービスの提供義務を免れるものとします。
 - ① サービス提供者所定の取扱説明書等に記載された操作方法以外の使用またはサービス提供者所定の設置使用環境以外での使用に起因する故障・障害
 - ② 誤操作、落下、電磁的影響、強い衝撃その他取扱い上の不注意に起因する故障・障害
 - ③ beat air サービス装置以外の機械装置、付属品以外の器具類・ケーブル等またはソフトウェア以外のコンピューター・プログラムに起因する故障・障害
 - ④ サービス提供者が指定する者以外の者によるbeat air サービス装置の修理もしくは改造またはサービス提供者が指定する方法以外の方法によるbeat air サービス装置の移動に起因する故障・障害
 - ⑤ 火災、風水害、地震等の天災地変およびその他不可抗力に起因する故障・障害
 - ⑥ サービス提供者の指定する仕様規格以外のパーツまたは消耗品等の使用に起因する故障・障害
 - ⑦ お客様が作成したコンピューター・プログラムおよびデータの復旧、お客様が独自に設定した使用環境への復旧その他納入時と異なる状態への復旧
 - ⑧ お客様が使用するLANの故障・障害
 - ⑨ 高所作業、重量物の移動を伴う作業その他の危険作業
- (9) サービス契約第7条にもとづきお客様がbeat air サービス装置の設置場所を変更し、新たな設置場所の使用環境により本サービスの全部または一部が利用できない場合においても、お客様はサービス契約第6条第1項で定義する料金等をサービス提供者に支払うものとします。ただし、新たな設置場所においてサービス提供者が本サービスを提供できない場合、お客様およびサービス提供者はサービス契約の継続可否について協議するものとします。
- (10) お客様は、サービス提供者がお客様の機密情報を本サービスの履行もしくは必要に応じたお客様への提案または情報提供の目的で使用することに同意するものとします。なお、サービス提供者が富士フイルムビジネスイノベーション株式会社以外の場合、サービス提供者は富士フイルムビジネスイノベーション株式会社および本サービスの履行に必要な関連会社にお客様への提案および情報提供の送信を委託できるものとします。

第6条 (beat air サービス装置等の所有権)

1. beat air サービス装置および付属品の所有権は当社に属し、お客様はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって保管し、通常の用法に従い使用します。
2. お客様の故意または過失により、beat air サービス装置が故障、破損または紛失した場合、お客様はサービス提供者および当社に生じた損害を賠償するものとします。
3. お客様は、当社の所有権を侵害する第三者の行為に対して、差押、仮差押、仮処分、公租公課の滞納処分その他いかなる事由であっても、

beat air サービス装置が当社の所有に属することを主張、証明するものとします。これらの事態が発生した場合、お客様はただちにその旨をサービス提供者に通知し、サービス提供者の指示に従います。

第7条 (免責)

1. サービス提供者は、本サービスおよびソフトウェア(本条において本サービス等といふ)が特定の使用目的のために適切かつ有用であること、本サービス等の実行が中断されないことおよびその実行に誤りがないこと、本サービス等がサービス提供者所定の稼働環境以外の環境で動作すること、本サービス等に含まれている機能のすべてがお客様により選択されたコンピューター・プログラムの組合せで正しく実行されることを保証するものではありません。
2. 不正アタック、ウイルス、通信上の不法行為等によりお客様に損害が発生した場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
3. お客様がお客様管理者を登録せず、サービス提供者のお客様に対する情報提供が未着であったことに起因しお客様に損害が生じた場合でもサービス提供者はその責めを負わないものとします。
4. 本サービスは、身体的傷害、財産の損失または人命の損失につながると合理的に予想されるアプリケーション(例えば医療システム、輸送管理システム、および原子力発電アプリケーションを含むがこれらに限定されません)内の使用を想定したものではありません。当該アプリケーション内で本サービスを利用したことによる起因して生じたお客様の損害につき、サービス提供者はその責を負わないものとします。
5. 前5項は、本サービス等の稼働不良およびセキュリティーに対するサービス提供者の責任のすべてを規定したものであり、法律上の瑕疵担保責任を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

第8条 (お客様の責任)

1. お客様は、サービス提供者が推奨するPCの動作環境ならびにサービス提供者が指定する内容でPCおよびbeat air サービス装置を設定し、本サービスを利用するものとします。
2. お客様は、次の事項をお客様の費用と責任において常時実施するものとし、サービス提供者は当該プログラムおよびデータの保護について責任を負わないものとします。
 - (1) お客様は、beat air サービス装置およびbeat air サービス装置とローカルエリアネットワーク等で接続されたお客様の機器等、お客様が本サービスを利用するため格納したプログラムおよびデータの保護のため、適切な防御措置を施すこと
 - (2) beat air サービス装置の盗難、破壊、不正操作を防止するため、適切な保安処置を施すこと
3. お客様は、beat air サービス装置について、次の行為を行わないものとします。
 - (1) サービス提供者が指定したコネクタおよびスロット以外のものをbeat air サービス装置に接続すること
 - (2) beat air サービス装置を分解すること
 - (3) beat air サービス装置に独自のプログラムをインストールすること
 - (4) beat air サービス装置を電子通信傍受の目的で使用すること
 - (5) 本サービス以外の目的でbeat air サービス装置を使用すること
4. お客様は、ソフトウェアの使用にあたり表示されるソフトウェアの使用許諾条項または使用条件等を遵守するものとします。
5. お客様は、サービス提供者がbeat air サービス装置 内に保存された情報(氏名、メールアドレス、パスワード、その他beat air サービス装置内に保存されたお客様の利用情報等)を当社のデータセンターにて取得し、beat air サービス装置 の故障、破損に伴う設定情報の復元のために利用することを承諾するものとします。サービス提供者によるその他の利用目的および取扱いについては、適用される個人情報の保護に関する法令および次のプライバシーポリシーを遵守します。

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社 製品・サービスにおけるプライバシーポリシー
https://direct-fb.fujifilm.com/api1/sc/privacy_policy_fbd/
6. お客様は、ソフトウェアの全部または一部について、サービス契約の有効期間中はもちろん、終了後といえども次の行為を行わないものとします。
 - (1) 第三者への譲渡または担保権の設定
 - (2) 第三者に対する再使用権の設定
 - (3) 解析(逆アセンブル)、翻案(逆コンパイル)その他のリバースエンジニアリング
 - (4) 変更、削除その他の改変
 - (5) 第三者へのソフトウェアおよびこれに関して知り得た技術情報(サービス契約第9条第1項に定める適用除外情報を除く)の開示
 - (6) ソフトウェアの全部または一部を構成部分として組込んだプログラムの作成または第三者への開示、販売、賃貸、使用許諾
7. お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。
 - (1) サービス提供者あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (2) サービス提供者あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (3) 他人の情報を用いて、ドメイン名の登録を行う行為
 - (4) 不正競争防止法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (5) サービス提供者あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
 - (6) 無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または他者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(嫌がらせメール)を送信する行為およびそれに類する行為
 - (7) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかし若しくは容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
 - (8) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
 - (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
 - (10) 本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為

- (11) 第三者のサービスの利用に支障を与える方法あるいは態様においてサービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (12) コンピューター・ウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピューター・プログラムを、サービスを利用して使用し、または、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (13) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為
- (14) 無限連鎖講の防止に関する法律が規定する無限連鎖講あるいはそれに類似する行為
- (15) その他、他人の法的利益を侵害し、または、公序良俗に反する方法あるいは態様においてサービスを利用する行為
- (16) 本項に規定する行為には、当該行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する行為を含むものとします。

第9条 (機能変更・停止)

- 1. サービス提供者は、機能改良、サービス契約または本利用規約の条件で本サービスを継続させる目的もしくは不正アタック、ウイルスなど新たな攻撃手法の出現に対応する目的で、お客様に貸与しているbeat air サービス装置を交換すること、もしくはサービスの仕様または提供内容をお客様の承諾を得ずに変更または停止することができるものとします。この場合、サービス提供者はお客様に、当該変更内容を事前に通知するものとし、当該通知の内容はサービス契約および本利用規約に優先して適用されるものとします。
- 2. 前項にもとづき、サービス提供者の指定する技術者の訪問による作業が発生する場合、当該作業はサービス提供者所定の営業日・営業時間内に実施するものとします。
- 3. お客様が使用するbeat air サービス装置を本条第1項に記載する目的または故障等により、サービス提供者が交換する場合、富士フィルムビジネスイノベーション株式会社は仕様変更後のbeat air サービス装置をお客様に貸与することができます。

第10条 (サービス提供の制限・中断)

- 1. サービス提供者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、提供中断を含め本サービスの提供を制限する措置を探ることができます。
- 2. サービス提供者は、サービス提供者の設備の保守、工事、法定点検、または障害等やむをえないときには、本サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。
- 3. 本サービスの全部または一部の提供を中止する場合、サービス提供者はお客様に対し、その旨を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
- 4. 本条の定めにより、本サービスの全部または一部が中断、制限された場合といえども、サービス契約第6条第1項で定義する料金等は返還されないものとします。

第11条 (提供停止)

- 1. サービス提供者は、お客様が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの全部または一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) サービス契約または本利用規約上の債務の履行を怠ったとき
 - (2) 本利用規約第8条(お客様の責任)の規定に反したとき
 - (3) 本サービスの利用に関し、直接または間接にサービス提供者または第三者に対し重大な支障(設備やデータ等の損壊を含むがそれに限定されない)を与えたとき
 - (4) サービス提供者所定のマニュアルや設定ガイド、同梱書類に記載の安全上の注意事項に違反し、本サービスを使用したとき
 - (5) サービス契約第6条第1項で定義する料金等の支払いを怠ったとき
 - (6) その他、サービス提供者が本サービスの提供を不適当と判断するとき
- 2. お客様が前項各号に該当する行為を行っているか、またはその合理的な疑いがあると判断される場合、サービス提供者は事前の通知なく、全部もしくは一部の利用を停止し、あるいは停止のために、beat air サービス装置の撤収を含め必要な措置を取ることができるものとします。

第12条 (一部サービスの終了)

利便性の低下または代替サービスの出現等の理由により、本サービスのうち一部のサービスの利用者が極めて少なくなった場合、サービス提供者は6か月前までに当該サービスの利用者に通知し、当該サービスの提供を終了することができるものとします。

第13条 (お客様の発注取消)

お客様がサービス提供者に注文書を交付した後、サービス提供者の責に起因しない理由で当該発注を取り消した場合、お客様は発注取消しまでにサービス提供者が負担した費用を、サービス提供者に支払うものとします。

第14条 (解約加算金)

サービス契約第3条第2項の定めにかかわらず、サービス契約開始日から2年後の応当日の前々日以前に、基本サービスを解約した場合またはサービス契約第13条にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第1条第4号で定める「サービス料金」とは別に、解約日の翌日を起算日としてサービス契約開始日から2年後の応当日の前日までの期間に応じて日割計算した基本サービス料金相当額を解約加算金としてサービス提供者に支払うものとします。

第15条（損害賠償）

お客様がサービス提供者の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるすべての場合において、サービス提供者は、サービス契約に別段の定めがある場合を除き、損害の原因となったサービスに係わるサービス契約第4条に定めるサービス料金（「サービス料金」が月額払いの場合は1か月分の「サービス料金」とし、「サービス料金」が一括払い方式として定められている場合は該当する「サービス料金」とする）を上限とする通常かつ直接の損害についてのみ責任を負うものとします。

第16条（サービス契約終了時の措置）

1. 基本サービスが終了した場合、お客様はただちにサービス提供者から貸与されたbeat air サービス装置および付属品をサービス提供者に返還し、かつ残債務の全額を即時サービス提供者に支払うものとします。
2. 前項の場合、お客様はサービス提供者から貸与された製品等に格納されたお客様の情報を、お客様の費用と責任で消去するものとします。

第17条（その他）

その他の事項については、サービス契約のとおりとします。

・beat air サービス利用規約 2025年5月9日 制定

・2025年10月15日 改訂

beat air アクセスポイント M plus サービス、beat air セキュアアクセスポイント M plus サービスをオプション契約条項一覧表に追加

以上

基本サービス契約条項

1. お客様が、基本サービス beat air サービスを契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容は次のとおりとします。
 - (1) サービス提供者は、サービス提供者が指定する連絡先(以下、コンタクトセンターといいます)において、お客様の質問に対し助言します。ただし、お客様の質問等は、お客様がサービス契約で選択した beat air サービスおよびそのオプションサービスの範囲に限るものとします。
 - (2) beat air サービス装置に障害が発生した場合、サービス提供者はお客様の要請にもとづきサービス提供者が指定する技術者の電話または訪問により、障害復旧を試みます。ただし、当該障害復旧にあたり、サービス提供者がお客様に次の事項を依頼した場合、お客様は協力するものとします。
 - ① beat air サービス装置のインジケータの確認
 - ② ケーブルの接続確認
 - ③ beat air サービス装置などの関連する機器の電源確認
 - ④ PC での簡単な操作などの軽微な作業
 - (3) サービス提供者が第 1 号および第 2 号のサービスをお客様に提供する時間帯は、次のとおりとします。
 - ① コンタクトセンターの対応時間帯：サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
 - ② サービス提供者の指定する技術者の対応時間帯：サービス提供者所定の営業日・営業時間内とします。
2. 前項のサービスには、ブロードバンド回線および ISP に要する費用は含まないものとします。
3. お客様が、第 1 項で定める基本サービスにオプションサービスを付加して契約した場合、サービス提供者が提供するサービス内容はオプションサービス条項一覧表記載のとおりとします。

以上

オプションサービス契約条項一覧表

■beat air サービスに対するオプションサービス

オプションサービス名	サービス内容
beat air アクセスポイントサービス	<p>(1) 本オプションサービスは、「beat air アクセスポイント S サービス(以下、beat air AP-Sといいます)」、「beat air アクセスポイント M サービス(以下、beat air AP-Mといいます)」、「beat air アクセスポイント M plus サービス(以下、beat air AP-M plusといいます)」および「beat air アクセスポイント L サービス(以下、beat air AP-Lといいます)」(以下、総称して「beat air AP サービス」といいます)の 4 種類ならびに「beat air セキュアアクセスポイント S サービス(以下、beat air セキュア AP-Sといいます)」、「beat air セキュアアクセスポイント M サービス(以下、beat air セキュア AP-Mといいます)」、「beat air セキュアアクセスポイント M plus サービス(以下、beat air セキュア AP-M plusといいます)」および「beat air セキュアアクセスポイント L サービス(以下、beat air セキュア AP-Lといいます)」(以下、総称して「beat air セキュア AP サービス」といいます)の 4 種類、合わせて 8 種類があり(以下、総称して「beat air アクセスポイントサービス」といいます)、サービス提供者は、次の条件でサービスを提供するものとします。</p> <p>(2) beat air AP サービスと beat air セキュア AP サービスは、契約数量と同数のこれらのサービスに必要な機械装置(以下、beat air AP 装置といいます)を富士フィルムビジネスソリューション株式会社からお客様へ貸与します。</p> <p>(3) beat air AP サービスと beat air セキュア AP サービスは、お客様の LAN(HUB 等)に beat air AP 装置を接続し、お客様の LAN と接続する Wi-Fi 環境を 1つ提供します。また、お客様が希望する場合、お客様の LAN と接続せずにインターネットへアクセスできるゲスト用の Wi-Fi 環境を 1つ提供します。契約の数量に関わらず、お客様の LAN と接続する Wi-Fi 環境とゲスト用 Wi-Fi 環境はそれぞれ 1つののみの提供です。</p> <p>(4) beat air セキュア AP サービスは、Wi-Fi 環境からのインターネットアクセスに対してクラウド上のセキュアインターネットゲートウェイによる防御を提供します。</p> <p>(5) beat air AP サービスと beat air セキュア AP サービスは、同時に契約できません。いずれかを既に契約済みで他方の契約を希望する場合は、元の契約の解約と他方の新規契約が必要となります。</p> <p>(6) Cisco Systems, Inc 社が規定する「End Customer Agreement」に同意いただいたものとします。 https://meraki.cisco.com/meraki-support/policies/#end-customer-agreement</p> <p>(7) beat air アクセスポイントサービスの契約開始日から 2 年後の応当日の前日(以下、beat air 満了日といいます)以前に、beat air アクセスポイントサービスまたは基本サービスの解約もしくは数量減をした場合、またはサービス契約第 13 条第 2 項にもとづきサービス提供者がサービス契約を解除した場合、お客様はサービス契約第 1 条第 4 号で定めるサービス料金とは別に、解約日の翌日から beat air 満了日までの期間に応じて日割り計算したサービス料金のうち当該解約もしくは数量減等をした分の beat air アクセスポイントサービスの対価相当額を解約等加算金としてサービス提供者に支払うものとします。また、beat air セキュア AP から beat air AP への変更契約の場合 beat air セキュア AP の契約開始日から beat air 満了日までの期間に応じて日割り計算した beat air セキュア AP と beat air AP の差額を変更加算金としてサービス提供者に支払うものとします。</p> <p>(8) お客様は、beat air アクセスポイントサービスを契約し、かつ次の条件に該当する場合、beat air アクセスポイント初期登録サービスをあわせて契約するものとします。このとき beat air アクセスポイント初期登録サービスは、beat air アクセスポイントサービスの契約数が増加した数量と同数の契約が必要となります。</p> <p>① 新規に beat air アクセスポイントサービスの利用を開始する場合</p> <p>② 既に契約している beat air AP を解約し、新たに beat air セキュア AP を契約する場合、または既に契約している beat air セキュア AP を解約し、beat air AP を契約する場合</p> <p>③ 契約している beat air の数量を追加する場合。</p> <p>(8-1) 新規に beat air アクセスポイントサービスの利用を開始する時、サービス提供者は次の初期登録作業を行います。</p> <p>① 注文時に指定の管理者メールアドレスへのユーザ管理画面アクセス権限付与と事前通知</p> <p>(8-2) 新規に beat air アクセスポイントサービスの利用を開始する時、お客様は次の初期登録作業を行います。</p> <p>① 通知されたユーザ管理画面へ接続し、Wi-Fi 環境を利用するユーザの追加</p> <p>② beat air アクセスポイントサービスの Wi-Fi 環境への接続確認</p>

	<p>(8-3) 契約数が増数の時、サービス提供者は次の初期登録作業を行います。</p> <p>但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-M plus と beat air セキュア AP-M plus 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① beat air AP 装置への出荷前初期設定(当社規定の注文書類にて指定可能な設定項目について注文時にお客様が指定した値と当社が推奨する設定値) ② beat コンタクトセンターでのサポート情報登録とリモート監視開始準備 <p>(8-4) 契約数が増数の時、お客様は以下の作業を行います。</p> <p>但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-M plus と beat air セキュア AP-M plus 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① beat air AP 装置の受け取りと内容物の確認 ② beat air AP 装置のお客様の LAN への接続と電源の接続 ③ beat air アクセスポイントサービスの Wi-Fi 環境への接続と LED 点灯の確認 <p>(8-5) 契約数が、減数の時、サービス提供者は次の作業を行います。</p> <p>但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-M plus と beat air セキュア AP-M plus 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① beat air アクセスポイント機器の回収キットをお客様へ送付 ② beat コンタクトセンターでのサポート情報修正とリモート監視環境の修正 ③ beat air アクセスポイント機器の返送管理 <p>(8-6) 契約数が、減数の時、お客様は次の初期登録作業を行います。</p> <p>但し、beat air AP-S と beat air セキュア AP-S 間、beat air AP-M と beat air セキュア AP-M 間、beat air AP-M plus と beat air セキュア AP-M plus 間、beat air AP-L と beat air セキュア AP-L 間での契約変更により、相互の契約数の増数と減数が同数の場合は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① beat air AP 装置のお客様ネットワークからの切り離しと電源断 ② 回収キットの受けとり ③ 回収キットへの beat air AP 装置の梱包と発送
--	---